

## 仕 様 書

(内容)

第1条 この仕様書は、広島市立広島市民病院（以下「病院」という。）における廃プラスチック類の収集・運搬及び処分業務（以下「本業務」という。）に関する必要事項等について定めるものとする。

2 発注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づき、病院から排出される廃プラスチック類（以下「廃棄物」という。）を適切に処理するため、受注者に対し本業務を委託する。

(業務内容)

第2条 受注者は、廃掃法その他関係法令に基づき、契約書等に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項に留意し、本業務を実施するものとする。

(1) 収集する期間、回数及び場所

収集する期間、回数及び場所は次に掲げるとおりとする。

ア 収集期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの期間とする。

イ 収集回数

原則として2日に1回以上、病院で廃棄物の収集を行うものとする。ただし、回収日が地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）の休日（土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）及び病院機構が定める休日（8月6日、12月29日から12月31日までの日、1月2日、1月3日）をいう。以下同じ。）が3日以上連続する場合は、別途発注者の指示による。なお、具体的な日時については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

ウ 収集場所

東棟地下1階サービスヤード（別図のとおり。）

(2) 収集する廃棄物

収集する廃棄物は、下表に掲げる産業廃棄物で血液、体液等が付着していないものとする。

種 類	例
廃プラスチック類	点滴ボトル、点滴ライン、ディスプレイ製品包装紙、一般のビニール、プラスチック製品等

(4) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

ア 業務実施にあたっては、予め発注者の承認した車両を使用しなければならない。

イ 業務実施にあたっては、業務に従事する従業者名簿を予め発注者に提出しなければならない。現場責任者及び従業員に変更があった時もまた同様とする。

ウ 廃棄物の収集・運搬にあたっては、病院利用者、通行人等に危険を及ぼさないように特に注意するとともに、廃棄物が飛散し、又は流失しないようにしなければならない。

エ 廃棄物の収集・運搬にあたっては、他の種類の廃棄物又は他施設の廃棄物との混載を起こさないようにしなければならない。

オ 各年度3月分の業務にあつては、当該年度3月31日までに処分を完了することができるよう収集・運搬を行うものとする。

(実施報告書等)

第3条 広島市立病院機構委託契約約款(複数年契約用)第12条に定める委託業務実施報告書は、月間の業務実施報告書及び産業廃棄物管理票等の関係書類とする。

2 受注者は、前項に定める業務実施報告書等を翌月の10日(ただし、3月分については、3月31日)までに提出して、発注者の確認を受けなければならない。業務実施報告書は、発注者が指定した様式又は予め発注者の承認を得た様式を使用するものとする。なお、これらの資料の作成にかかる費用は全て受注者の負担とする。

(費用負担)

第4条 業務実施に必要な経費(産業廃棄物管理票関係費用及び産業廃棄物埋立税を含む。)は、全て受注者の負担とする。ただし、発注者が必要と認める経費については発注者が負担するものとする。

(その他)

第5条 業務実施にあたり、この仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。